

令和 7 年度射水市立小中学校
心の健康観察システム仕様書

令和 7 年 7 月

射水市

1 件名

射水市中心の健康観察システム使用契約

2 概要

本契約は射水市立小中学校の児童生徒が学習専用端末（以下「端末」という。）を活用し、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげることができるよう、心の健康観察システムを導入するものである。

3 使用期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、本契約を変更又は解除しようとする会計年度開始の2か月前までに、受注者及び売主に通知しこの契約を変更又は解除することができる。

4 対象校及び児童生徒数

No.	施設名	住所	児童生徒数
1	新湊放生津小学校	射水市中新湊23番10号	313
2	作道小学校	射水市作道913番地	313
3	片口小学校	射水市片口高場48番地	158
4	堀岡小学校	射水市海竜町118番地2	135
5	東明小学校	射水市海老江七軒1347番地	243
6	塚原小学校	射水市松木715番地	141
7	小杉小学校	射水市戸破4100番地	588
8	金山小学校	射水市青井谷1648番地	55
9	歌の森小学校	射水市黒河560番地	442
10	太閤山小学校	射水市橋下条926番地	374
11	中太閤山小学校	射水市中太閤山11丁目3番地	276
12	大門小学校	射水市二口417番1	617
13	大島小学校	射水市小島675番地1	622
14	下村小学校	射水市加茂中部1051番地	50
15	新湊中学校	射水市八幡町三丁目14番4号	179
16	新湊南部中学校	射水市鏡宮193番地1	231
17	射北中学校	射水市堀岡古明神20番地	308
18	小杉中学校	射水市戸破2013番地	620

19	小杉南中学校	射水市南太閤山 1 丁目 2 番地	263
20	大門中学校	射水市二口 2 5 8 番地	636
計			6,564

※児童生徒数は令和 7 年 5 月 1 日時点の人数

5 使用料の決定について

本契約は学校数又は児童生徒数による単価契約（月額）とする。使用料は各年度の利用開始時点の学校数又は児童生徒数により決定することとする。

6 見積書の提出について

見積金額は学校数又は児童生徒数ごとの単価および使用期間 5 年間の総額で提出すること。見積金額の算出において、使用期間 5 年間の総額は学校数及び児童生徒数に変動がないものとし計算すること。

7 使用料の支払いについて

使用料は各年度の使用期間に応じた金額を年度ごとに支払うこととする。（令和 7 年度及び令和 12 年度の使用期間は 6 か月間であることに留意すること。）

8 システム仕様

(1) 使用する端末の OS 及び端末数

- ・ ChromeOS
- ・ Windows11 Pro/Education

※すべての利用者は「Google アカウント」を保有しており当該アカウントにより一括管理することも可とする。

(2) 使用するシステム

本システムは主に射水市立小中学校及び射水市立小中学校に在籍する児童生徒の家庭で利用することを想定するため、クラウド型のサービス提供を前提とする。また、本市と同規模以上の自治体への導入実績があるシステムであり、対象機器が同時接続した場合においても、支障なく利用できること。

(3) 提供時間

24 時間 365 日を原則とする。ただし、システムメンテナンス等のため、運用停止が必要となる場合は、事前に発注者へ申し入れること。

(4) サポート窓口

受注者は平日の 9:00～17:00 の間、教育委員会又は小中学校からの問合せ（電話・メール）窓口を設置すること。

(5) 障害発生時の対応

障害によりシステムが停止した場合、受注者は速やかに事象把握及び障害復旧に努めるとともに発注者に適切に報告すること。

(6) セキュリティに関する要件

ISMAP 又は ISO/IEC 27017 の認証を取得している又はこれと同等の管理基準を満たしていること。

(7) 導入支援

システム使用開始日（令和 7 年 10 月 1 日）までの導入準備期間において、仮環境の提供、設定支援、操作説明会等の導入支援を実施すること。

9 機能詳細

(1) 共通仕様

- ・本システムを利用するためのユーザ設定は、Windows ドメインや Google Workspace の機能を利用する等、一括して設定することが可能であること。
- ・教職員が使用する機能においては、ログイン認証に加え、多要素認証や接続可能なネットワークの制限等の不正アクセス防止のための対応が可能であること。

(2) 心の健康観察

- ・児童生徒は端末を利用して日常的に現在の心の健康状態を入力することができる機能を有すること。
- ・教職員は児童生徒の入力結果を一覧形式で参照することができること。
- ・教職員が児童生徒の健康状態の異常を検知しやすくするための機能があること。

(3) 相談機能

- ・児童生徒は端末を利用して悩み等を相談することができる機能を有すること。
- ・児童生徒が行う相談は相談先を複数パターンから選択することができること。
- ・教職員は児童生徒の相談状況を確認し、対応等の状況を記録することができること。
- ・教職員は現在の相談状況及びその対応状況を一覧形式で確認することができること。
- ・教職員が児童生徒から相談があったことを早期に検知するための機能を有すること。

10 その他

(1) 機密保持

受注者は、本システムを提供するに当たり、本市から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- ・取得した時点で、既に公知であるもの。
- ・取得後、受注者の責によらず公知となったもの。
- ・法令等に基づき開示されるもの。

- ・ 本市から秘密でないと指定されたもの。
- ・ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に本市と協議の上、承認を得たもの

(2) 法令等の遵守

受託者は、民法（明治 29 年法律第 8 9 号）、刑法（明治 40 年法律第 4 5 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 2 8 号）等の関係法規を遵守すること。受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。